

令和6年1月1日より施行されている改正相続税法においては、贈与税の取扱いが大きく変わっています。その内容は改正法成立直後の当レポート(222・223回)で速報させていただきました(もう一度お読みいただくと理解が進むと思います)。

そんな中、お子さんやお孫さんに毎年生前贈与されていた方からの、「今年からはどのようにすればいいのか?」という問い合わせが多くなっています。

人の寿命は予測できないので、有利不利の判断はとても難しいのですが、一つの目安・考え方を示したいと思います。ただし、細かい試算の裏付けがあるわけではなく、私の個人的見解であることを、あらかじめお断りしておきます。

●贈与の2つの方法と改正事項

個人間の贈与には、現在2つの方法があります。

一つは「暦年課税方式」です。こちらでは、その年の1月1日から12月31日の間に、受贈者が1年間に贈与された財産の価額の合計が110万円(基礎控除)を超えた場合、超えた部分に一定の税率(超過累進税率)を乗じて贈与税が課税されます。

従前は、相続開始前3年間の贈与は、「持ち戻し(生前贈与加算)」されていました。今回の改正では、その持ち戻し期間が7年に延長されたのです(ただし、延長分の4年間については、総額100万円までは相続財産に加算されません)。

ちなみに、この持ち戻しの期間の計算ですが、相続開始があった日から3~7年遡った応当日(相続開始が3月2日だとすると、遡及する年の3月2日)の間になされた贈与が対象となります。結構曖昧な方が多いので、明らかにしておきましょう。

もう一つの方法は、「相続時精算課税方式」で、贈与年に基礎控除(2,500万円)を超える金額に対して一律20%を掛けて税額を計算します。ただし、相続発生時にはこの贈与財産は相続財産に、贈与時の価額で全額を足し戻して再計算をするという特徴があります。また、贈与者は父母・祖父母(60歳以上)で、受贈者はその子や孫(18歳以上)に限定されています。そして、それぞれ(父母や祖父母)からの贈与に対し、基礎控除が使えます。

今回の改正では、受贈者に対して、新たに年間110万円までの基礎控除が設けられました。ただし、複数の者から贈与を受けた場合には、その基礎控除を贈与金額で按分することになります。

●受贈者による有利・不利の判断

今まで毎年、暦年贈与を使って子や孫に贈与を続けてきた人にとって、改正された令和6年1月1日からは、そのまま続けるべきか、あるいは他の方法を検討すべきかどうか悩ましいところです。

その判断のポイントに、「暦年課税方式で持ち戻しの対象となるのは、法定相続人に対する贈与だけ」ということがあります。つまり子や配偶者は常に法定相続人になりますが、法定相続人にならなかった孫や兄弟姉妹は、贈与した財産を持ち戻す必要がないのです。

ただし、例えば孫の親、つまり被相続人から見て子が死亡した場合には、その孫は代襲相続で法定相続人になります。子の死亡により、相続開始前最大7年間の孫に対する贈与分が相続財産に加算されてしまうこともあり得るので、その時はその節税効果がなかったと割り切る心づもりが必要でしょう。

●相続税の見込み税率で判断を

判断で悩ましいのは、法定相続人(通常、配偶者が取得した財産には相続税の軽減措置があるので、子供が対象になります)に対しての贈与です。人の寿命は特定できませんが、持ち戻しの期間を仮定して、110万円の基礎控除を、暦年贈与方式で使うべきか、それとも相続時精算課税方式で使うべきなのかを検討してみます。

① 相続税がかからないか税率10%以内が想定される場合

相続財産の額からみて、相続税の基礎控除内で税額0か、あるいは多少超える程度で税率が10%以内に収まるケースであれば、相続時精算課税方式を使って、法定相続人に生前に財産を移しても不利益がありません(2,500万円を超えて20%の贈与税がかかっても、全額還付になります)。また、税率10%以下であれば、持ち戻しの対象ではない相続時精算課税による基礎控除110万円の贈与を使ったほうが有利になります。

② 相続税率が10%超で相続の発生まで7年超と見込まれる場合

相続税の想定される税率より贈与税の税率のほうが低いケースでは、税率差を考慮したうえで、基礎控除を超えても(110万円を超えても)暦年課税方式の贈与のほうが有利となります。持ち戻しが固定化されてしまう相続時精算課税方式よりも、贈与金額の自在性があります。

③ 相続税率が10%超で相続の発生が7年未満と見込まれる場合

暦年贈与方式が持ち戻しの対象となるため、毎年の110万円基礎控除を使った(節税のための)贈与は、相続時精算課税制度に切り替えたほうが良いでしょう。